

社発第 T-139 号  
2018 年 6 月 27 日

貸借取引参加者  
代 表 者 殿

日本証券金融株式会社  
代表取締役社長 小林 英三

### 貸借取引対象銘柄の選定取消しについて

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。  
平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、シーキューブ(株) 株式 (1936) は、本日、名古屋証券取引所において上場廃止が決定されました。

これに伴い、当社は当該銘柄に係る貸借取引につきまして下記のとおり取扱いますので、ご通知申し上げます。

敬 具

#### 記

#### 1. 貸借銘柄の選定取消し

##### (1) 対象銘柄

(名古屋証券取引所市場分)

シーキューブ(株) 株式 (1936)

##### (2) 選定取消日

2018 年 6 月 28 日 (木)

##### (3) 経過措置

2018 年 6 月 27 日 (約定日) 現在における当該銘柄に係る貸借取引残高については、上場廃止日 (2018 年 9 月 26 日) の前日 (取引所の休業日を除く。) である 2018 年 9 月 25 日 (約定日) までに返済申込みを行ってください。

なお、上場廃止日が早まった場合には、上記取扱いについて改めてご通知いたします。

また、選定取消日をもって、現在当該銘柄に関して実施している制度信用取引の新規売りに伴う貸借取引の申込停止措置を解除することといたします。

#### 2. 貸借担保金代用有価証券適格銘柄の選定取消し

##### (1) 対象銘柄

シーキューブ(株) 株式 (1936)

##### (2) 選定取消日

2018 年 6 月 28 日 (木)

##### (3) 取扱い

2018 年 6 月 27 日現在、担保として差入れ中の当該銘柄については、すみやかに引出してください。

以 上